

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和5年3月22日(火) 10時から11時

2.開催場所 瀬戸内町役場3階会議室

3.出席委員 (10人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	森	正三郎
	2番	田中	勝弘
	3番	碩	悟
	5番	岡野	正郎
	6番	元	克美
	9番	川島	博

4.欠席委員 (2人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第6号 農地法第5条の規定による許可について

第4 議案第7号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第5 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

次 長 富田 好仁

主 事 堀江 美彩

会計年度任用職員 嘉藤 永子

7.会議の概要

事務局	揃っているようですので、第3回瀬戸内町農業委員会総会を行いたいと思います。本日の委員の出席状況でございますが、出席人数は8名で定足数に達しており、本日の総会は成立していることをご報告いたします。それでは開会にあたりまして会長よりご挨拶をお願いいたします。
議長	【挨拶】
事務局	ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして堯会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは会に入ります。日程1、議事録署名委員の指名をしたいと思います。3番碩委員、5番岡野委員を指名いたします。よろしいですね。 【異議なし】の声が聞こえる
	日程2、会期は本日1日限りといたします。
	議題の審議に入りますが、日程3、議案第6号がこの書類を発送した後に取下げが来てますので、事務局のほうから説明をお願いします。
事務局	はい、議長より説明がありましたけど、3月の13日にですね、申請者より取下げがありましたので、今回の議題から削除いたしたいと思いますので、バツなり今回の審議にはかけないということですのでバツか削除とかそういうことで書類の修正をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。
議長	この件については、調査員が碩委員と田中委員、私と3名、事務局から来ましたけれども、どうしてもこの非農地には当てはまらない、非農地にはできないだと、今こうしてちょこっと伐採すれば農地にできそうな感じであるということ判断していたけれども、本人から取下げがきているということでございます。それでは、議案7を6に変えてください。
事務局	繰り上げるんですか？はいはい、お願いします。
議長	議案7を6に変えてください。 それでは日程4、議案第6号ですね。調査員が数原委員と徳推進委員となっております。徳推進委員のほうから調査説明をお願いします。
徳推進委員	おはようございます。議案第6号、農地法第5条の規定による意見決定について、調査員が数原委員と私と事務局のほうから富田さんが来ました。 土地の表示：瀬戸内町大字諸鈍字大田原 821 番 畑 624 m ² 合計で 624 m ² 譲受人：鹿児島市〇〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇氏 譲渡人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 転用の目的：キャンプ場敷地 転用事由の詳細：キャンプ場敷地造成 転用の時期及び利用期間：許可後 10 年間 資金調達計画：総事業費 692 万円（自己資金 542 万円） 付近の土地作物、家畜等の被害の防除施設の概要：申請地は土地造成の整地のみ行い、土や雨水等が隣接地に流出しないように十分注意し、汚水・生活排水は敷地内に合併浄化槽を設置して処理後に北側の水路へ排水します。建物は平屋建てにし、隣接地より十分に距離を取り、隣接に対する日照・通風に影響を及ぼさないように注意します。以上、審議をよろしくをお願いいたします。

議長	調査・説明は終わりました。これから議案の第6号の審議に入ります。質疑ありませんか。
9番委員	はい。
議長	はい、川島委員。
9番委員	ここは農振地には入ってないんですか？
事務局	はい。
9番委員	入ってない。どっちにしても優良な土地を周りも農地があってキャンプ場に変えるのはどうかと思うんですけどね。キャンプ場ということはテントを建てたりした場合に朝早くから横で耕うん機とかそういうのが使えないし、農薬とかも使えないし、一番は優良な土地なんですけど。きっとこれは許可できないとだろうと思います。以上です。
事務局	今現在ですね、遊休地になっていまして、周りの畑と書かれている地番については牧草地であります。そして道路をはさんで宅地もありますし、申請者においては、ぜひキャンプ場造成を行いたい、流入人口の増加で町を盛り上げたいというような意向があるようです。
9番委員	集落のはずれとかならまだ分かるけど。
事務局	集落のはずれと言ったらまあ...
9番委員	何かがあって通って見たことがあるけど、これだとキャンプ場にするには農地として貸したほうがいいんじゃないかと思うんですけどね。
事務局	いや、農地はもうしないということです。
9番委員	いや、その本人がしないと行ったって、農地として、そう言ったからって、いい農地は農地として残したほうがいいんじゃないですか？
事務局	徳さん
徳推進委員	はい。遊休地はいかんせん周りに採草地が周りにはかなりありまして、排水のほうはちゃんとするということでしたから、私個人としては難しく、みんなで審議したほうがいいんじゃないかと。
議長	人家とは離れているのか？
事務局	道向かいに1戸、人家があることはあるんですけどね。
議長	他に何か？はい、碩委員。
3番委員	キャンプ場ということなんで、バーベキューもやるんでしょ？
事務局	でしょうね。
3番委員	そしたらハエ、風によってはこれ畑で農薬なんか使ったらキャンプ場に入りますよ。恐らく。その時にやっぱりキャンプしてる人たちが農薬かぶったら多分苦情来ると思いますよ。周り農地ばかりだし。私たち現地見てないのでね、書類しか見てないので。
8番委員	両サイドは牧草地ですか？写真で見ると。
事務局	牧草地ですね。周りは牧草地です。
8番委員	はい、分かりました。
3番委員	牧草地が要するに野菜とか分からないですよ。恐らく農薬とかかけるから農薬かけないでもめますよ。
5番委員	これ絶対もめますよ。

3番委員	もめますよ。
9番委員	無理に許可してしまったら何でも許可しなければならない。
5番委員	これは親子ですか？
事務局	孫ですね。
5番委員	孫。
議長	休憩に入ります。 周囲のあれとか見て。
徳推進委員	遊休地自体はもう間違いなく何年もほったらかしだし、木が立って使えない状態なんですけど、周りが作物を作っているの、やはりどうかという気持ちはありますね。私たち作物を作っている立場とすればやっぱり後々、排水問題とか浄化槽はするって言っているんですけど、そこの問題を解消できるかちょっと今後不安な点があると思います。
2番委員	はい。
事務局	はい、田中委員。
2番委員	隣接地に牧草地があるというのは理解できますが、周囲に話はされているんですかね？このご本人さんが。
事務局	してるんじゃない？
徳推進委員	久原さん。
事務局	久原さんね？
徳推進委員	久原さんね、牛を飼ってらっしゃって採草地を持っている方なんですけど、あちこち。
9番委員	まだ住む家がないからどうしてもだったら分かるけどキャンプ場というのはダメじゃないのかなと思うんですけどね。後々絶対もめる。
徳推進委員	浜から遠いよね。
事務局	遠いよね。
徳推進委員	キャンプ場系統はやっぱり海岸のところにあれば一番理想かなと思ったんですけど。ちょっと海岸から離れている。そういうキャンプ場というのにちょっと...それはご本人の考えだけ。
3番委員	今キャンプ場がはやっていると言うけど、大和村の温泉施設とか今度オープンするああいうのはいいんですけど。話は別ですけど。キャンプ目的で。
事務局	場所はじいちゃんの土地ということで決めただと聞いてますけどね。
議長	こういう土地を利用してにぎやかにすることはいいことだけどね。全体的に考えればね。
徳推進委員	海岸沿いにあれば場所的に一番理想なんですけどね。
2番委員	キャンプ場になれば多分車なりテントなり貸し出したりバーベキューもするだろう。許可取ったらできますよね。だから臭いとか煙とか出たりするだろうだから隣接の方々にはしっかり後でもめることがないような理解をもらったほうがいいのかなと。
6番委員	これはみんな外？
9番委員	朝早くからトラクターができないわけね。これキャンプしとったら気使って農業しなければならないよ。周りに。

5 番委員	許可が 10 年間となっておりますよね。孫とじいちゃんの関係だから無期限でいいよ うなもし借りるんだったらね。僕はそう思うんだけど。
3 番委員	ハエとかいたら農業に関係するでしょ。作物に。
議長	これ海岸からだいぶ離れているでしょ。
徳推進委員	ですね...
事務局	海岸からは離れてますね
9 番委員	牛舎に行く道。
徳推進委員	どっちかと言うと牛小屋に近いですね。
3 番委員	畑の周りは調査とかやっているの？
徳推進委員	上のほうにタンカンちょっとがある。
事務局	申請人のじいちゃん。
3 番委員	臭いでイノシシが近寄って来るよ。
議長	わなとかつけてないよね？
事務局	いや、つけてない。
議長	無理かな... 休憩の中で意見は出尽くしたかな？よろしいでしょうかね？みなさんの判断。本 会に戻してもいいかな？じゃ本会に...どうぞ。
3 番委員	周りの畑の人たちにこれやっていいかと許可取った場合、どうなるか？みなさん いいよ、て言うのか？
議長	周りの許可もね。
3 番委員	許可が出たら、みなさんがそれならいいですよと思われる。それでもそういう今 の状況があるからちょっと言っているのかどうか。条件はそこまでですね。畑やっ ている人が許可取ってこうキャンプ場やるけどこういうデメリットが出てくるけど それでもいいですか？と話をされて、それでもキャンプやってくださいとどうか と。
事務局	これ今日で決を採らないといけないですか？次回に持ち越しはできないですか？
議長	だから保留でいいんじゃない？ 【保留でいいんじゃない】との声が聞こえる 保留において、さっき碩さんから言われたように、周囲の意見を聞くとか、そう いう形で、今日は決を採らずに。
9 番委員	周囲には何も断ってない？
徳推進委員	ない。マンゴー作ってる方が見られて来られたけど、詳しくは。
9 番委員	でも、周囲がいいって言っても農地を守るのが農業委員だからこれはこれで判断 したらいいんじゃないですか？
徳推進委員	左側には学校があります。諸鈍小中学校があつて上には牛小屋があります。最初 にマンゴーハウスがあります。
5 番委員	郵便局辺り？
徳推進委員	郵便局はずっと下です。
9 番委員	徳浜に行く道？
5 番委員	キャンプ場にしたら妙に遠いね。
徳推進委員	恐らく土地が扱いやすいとあつたんじゃないのかな。

3 番委員	加計呂麻の委員は川島さんと誰だったけ？
徳推進委員	森山さんと数原さんです。
3 番委員	加計呂麻の方で見に行ったら？それで判断したら？私個人ではちょっと賛成できないね。
9 番委員	結構この辺通ってるけど、ほとんど畑が広がってるからね。すぐそこじゃないけどキャベツ作ったり。
議長	みなさんの判断は難しいようですので、これは一応保留にしておいて来月の総会にかけますか？
3 番委員	保留して調査員で現場見たりとか、デメリットとか周りに話したりとか周りに畑いっぱいあるのに本当にいいのか。
議長	今日は数原さん、森山さん、加計呂麻からの方が来てないし、保留にしておいて来月回しますか？
事務局	あのちょっと事務局から提案なんですけど、そうであればですよ、全員現地を見られるのはそういう今までやったことないですかね？
議長	みんなで？
事務局	そういうのもやったらもう一目。
議長	難しかったらそれも必要。
事務局	必要になってくるんじゃない？保留やってダメですよとか周囲の畑の許可を取ってくださいと事務局からお願いしてきました。それでまたダメと言うとかなったらまた申請人にちょっとあれですので、もう最終的に委員のみなさんで現地を見て、また申請人の方に現地で再度説明してもらおうということを提案したいんですけど、どんなもんですかね？ 【いいかもね】の声が聞こえる
議長	じゃこれは今の事務局からの提案もなかなかいい案だと思いますので、みなさんでこうしたり、難しいところを視察に行ったことがありませんので、またそういう形も取って、みんなで判断して、今日の現地の図面だけでは判断しにくいと思うので、みなさんも書類の中では判断しにくいと思いますので、一応本会に戻します。では議案の第 6 号は保留という形でよろしいですね？ 【はい】の声が聞こえる そういう形で次に回したいと思います。
	日程 4、議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	日程 4 ですよ？日程 4、議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定について説明をいたします。資料の 7 ページから 10 ページをご説明いたします。まず 7 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積の利用権設定について公告日を令和 5 年 3 月 27 日を予定しています。内容につきましては、畑 6 件の 13 筆で貸し手 6 人、借り手 3 人、合計面積 12,935 m ² となっております。内容の詳細につきましては、8,9 ページに計画総括表として記載しておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。それでは個々に説明をいたします。資料 10 ページをご覧ください。 整理番号 8 農地の所在地「大字久慈字川内の五 688 番 1」、現況地目「畑」、1,136 m ² 外 1 筆の 1,398 m ² です。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏、使用

	<p>貸借によるもので、対象作物は果樹で、生産拡大を図るものです。存続期間は20年間となっております。</p> <p>整理番号9 農地の所在地「大字蘇刈字嘉鉄俣173番4」、現況地目「畑」、231㎡外2筆3,985㎡です。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏、使用貸借によるもので、対象作物は果樹で、生産拡大を図るものです。存続期間は10年間となっております。</p> <p>整理番号機構3 農地の所在地「大字篠川字オフト374番1」、現況地目「畑」、1,673㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏、使用貸借によるもので、対象作物は果樹で、生産拡大を図るものです。存続期間は10年間となっております。</p> <p>整理番号機構4 農地の所在地「大字蘇刈字赤田774番3」、現況地目「畑」、1,316㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏、貸借によるもので、対象作物は果樹で、生産拡大を図るものです。存続期間は10年間となっております。</p> <p>整理番号機構5 農地の所在地「大字網野子字金久田81番4」、現況地目「畑」、813㎡外1筆の1,663㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏、使用貸借によるもので、対象作物は飼料で更新です。存続期間は10年間となっております。同じく「大字網野子字福地475番3」、現況地目「畑」、1,385㎡外1筆の2,119㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏、貸借によるもので、対象作物は飼料で更新です。存続期間は10年間となっております。</p> <p>整理番号機構6 農地の所在地「大字於斉字摺前原1210番」、現況地目「畑」、773㎡外1筆の981㎡。〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏、使用貸借によるもので、対象作物は果樹で、生産拡大を図るものです。存続期間は20年間となっております。以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしておると考えます。ご審議くださるようお願いいたします。</p>
議長	<p>議案の説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか？</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので質疑を終結いたします。それでは議案第7号、採決いたします。議案第7号については原案通り賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって議案第7号は原案通り決定されました。</p> <p>日程5、報告第4号、事務局のほうからお願いします。</p>
事務局	<p>はい。報告第4号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について土地の表示「大字蘇刈字嘉鉄俣173番4」、「畑」、231㎡ 合計1筆 231㎡。</p> <p>通知者 貸人「瀬戸内町大字古仁屋〇〇〇〇番地」〇〇〇〇氏</p> <p>借人「瀬戸内町大字古仁屋〇〇〇〇番地」〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容（貸借期間：令和3年10月1日～令和8年9月30日）</p> <p>合意解約の合意が成立した日「令和5年2月15日」</p> <p>届出の年月日「令和5年2月27日」</p> <p>返還する理由「双方合意による解約」（耕作者変更のため）以上です。</p>
議長	<p>これは報告で終わりたいと思います。日程6、協議会に入りたいと思います。諸般の報告を事務局からお願いします。</p>

	協議会 (1) 行事予定について (2) その他
事務局	以上を持ちまして、第3回農業委員会総会を終わります。 一同 礼

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和5年3月22日

署名委員

署名委員